

第21号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。